

(保存用)



すべての人が自分らしく
生きることのできるまち 十日町市



第3期 十日町市人権教育・啓発推進計画 【概要版】

十日町市では市民一人一人が安全に安心して暮らせる「人にやさしいまちづくり」を推進しています。

この度、第2期計画に引き続き、「第3期 十日町市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。(令和7年度(2025年)～令和11年度(2029年)年度までの5年間)

この計画を市民の皆さまに広く知っていただき、普段の生活の中でも『人権』を意識していただけるよう、ご家庭での保存用として【概要版】を配布します。

ぜひ皆さままでご覧ください。

令和7年3月

十日町市

1 計画の概要

はじめに

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、すべての人に備わっている権利です。

私たちは、日本国憲法のもとに、基本的人権が保障されており、すべての人が平等であり、一人一人がかけがえのない存在です。

十日町市では、「すべての人が自分らしく生きることのできるまち」の実現を目指し、私たち一人一人が差別や偏見などに誠実に向き合い、人権について学び、考え、行動できるようになるための様々な施策を推進しています。

本計画のねらい

十日町市では、日本国憲法と世界人権宣言をもとに、「第二次十日町市総合計画」の基本方針に沿って、第1期・第2期の「人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を計画的に進めてきました。

しかしながら、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、それに伴い人権問題も多様化、複雑化しています。

こうした状況の中、これまでの成果や課題を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を引き続き推進するためのよりどころとして、「第3期 十日町市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

計画の特徴

- ①十日町市における人権教育と啓発の施策を総合的に進めるために、基本となる計画です。
- ②十日町市民を主役として、国、県、市町村、関係機関、関係団体との連携・協力によって実現していく計画です。
- ③今後の社会情勢の急激な変化等により必要な場合は、見直しを行います。



2 人権に関する意識

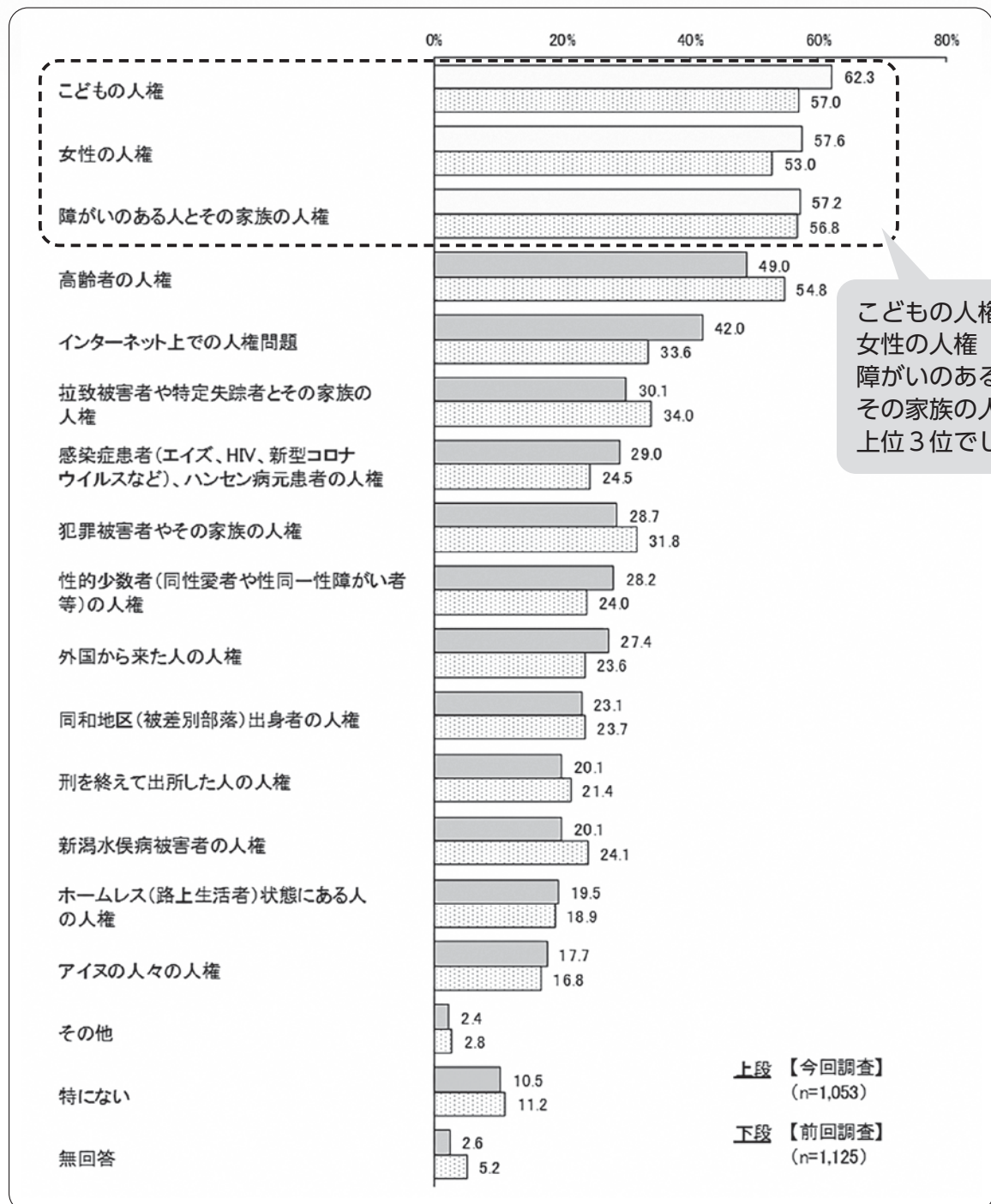
市民意識調査の結果

- ◆対 象：18歳以上の市民（無作為抽出）
- ◆調査時期：令和6年（2024年）1月
- ◆回 答 数：1,053件（回収率52.7%）
男性：44.3%・女性：51.9%・他：3.8%

《人権》とは…

人権は、人間の尊厳に基づいて、
あらゆる人が持っている固有の権利であり、
個人としての存在と自由を確保し、
社会において幸福な生活を営むために
欠かすことのできない
権利のことです。

（1）関心のある人権について



(2) 人権侵害とを感じる場面について ※複数回答のため、合計が100%を超えることがあります。

	1位		2位		3位	
こどもの人権	保護者などによる、暴力（言葉も含む）、育児放棄などの児童虐待	61.7%	仲間はずれや無視、暴力など相手が嫌がることをする	41.9%	いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする	38.6%
女性の人権	「男は仕事、女は家庭にいるべき」「女だから〇〇すべき」といった意識を押しつける	56.2%	採用条件、仕事の内容、給料の男女差など職場における男女の待遇が違う	46.2%	結婚、妊娠、出産、不妊などについて干渉される	32.4%
障がいのある人の人権	働ける場所、収入が少ない	60.4%	周囲の思いやりが欠けている	31.6%	道路の段差解消、エレベーターの設置など、暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない	24.4%
高齢者の人権	自宅での暮らしが難しくなると、自分の意思に反して施設や病院に入らなければならない	31.2%	働く場所や社会保障など、経済的な保障が不十分な人がある	25.9%	病院、介護施設などでの対応、待遇が不十分なことがある	24.4%
インターネット上の人権	誹謗中傷など、人権を侵害する情報の掲載	82.0%	個人情報の流失や不正取引など	53.3%	プライベートな情報を公開される	43.4%
感染症患者等の人権	感染症患者について正しく理解されていない	64.9%	差別的な発言や行動をされる	26.8%	本人や家族などのプライバシーが侵害される	25.5%
犯罪被害者や家族の人権	報道によるプライバシーの侵害	58.2%	犯罪被害による精神的負担	52.0%	うわさ話を流される	38.3%
性的少数者の人権	差別的な言動	54.1%	学校や職場でいじめや、いやがらせ	52.3%	じろじろ見られたり避けられたりする	26.8%
外国人の人権	外国から来た人への理解や認識が十分でない	49.8%	言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい	46.8%	働ける場所や能力を発揮する機会が少ない	36.0%
部落差別（同和問題）	地域社会で不利な扱いを受ける	38.4%	就職の際や職場において不利な扱いを受ける	35.6%	差別的な発言や行動を受ける	30.9%

「インターネット上の人権」が、前回調査に比べて、関心や人権侵害とを感じる割合が高くなっています。特に、10代では、「こどもの人権」と同率の1位となっています。

3 分野別人権施策の現状と課題

(1) 女性の人権



現状

- ・男女の固定的な役割分担意識
 - ・職場等における男女格差
- などが根強くあり、女性のがんばりを妨げていることが懸念されます。

課題

女性の人権を守るために、

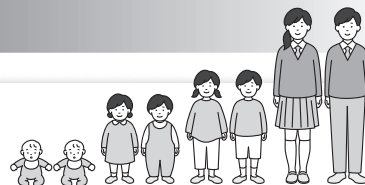
- ・様々な場面を通じた男女の固定的な役割分担意識や価値観の格差解消
- ・男女がともに家庭での責任を果たしながらの家庭と仕事の両立

などが必要です。

今後の取組

- ・男女ともに働きながら家事や育児、介護などが両立できる環境の充実
 - ・学校教育、生涯学習での男女平等教育
 - ・女性の人権を守り尊重する環境づくり
- などを推進していきます。

(2) こどもの人権



現状

十日町市の市民意識調査では、

- ・保護者などによる暴力（言葉も含む）、虐待
- ・仲間はずれや無視、暴力など相手が嫌がることをする
- ・いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする

が上位を占めており、こどもたちの生きづらさが解消されていないことが懸念されます。

課題

こどもの人権を守るために、

- ・身近に相談できる窓口や支援制度の充実
- ・学校での人権教育の深化と、地域を含めた関係機関との連携
- ・いじめは「いじめられる側にも非がある」という考えの払拭

などが必要です。

今後の取組

- ・こども、親、家族が相談できる相談・支援体制の充実
 - ・学校だけではなく、地域や関係者と連携した全方位のいじめ防止対策
 - ・こどもと子育て家庭を支える地域づくり
 - ・こども、若者を権利の主体と認識し、権利を保障する社会づくり
- などを推進していきます。

(3) 高齢者の人権



現状

十日町市においても高齢化が進んでおり、

- ・一人暮らしの高齢者世帯の増加
- ・寝たきり、認知症等の介護を要する高齢者の増加に伴い、身体的・精神的虐待、悪徳商法や詐欺といった犯罪被害等の人権侵害問題も懸念されます。

課題

高齢者の人権を守るために、

- ・高齢者が自立した生活を送ることができるように、一人一人の高齢者の意思を尊重する姿勢

などが必要です。

今後の取組

- ・自立して生活しやすい環境整備、生きがいくりと社会参加の促進
- ・高齢者を支える地域づくり
- ・権利擁護と虐待防止の推進

などを推進していきます。

(4) 障がいのある人の人権

現状

「障害者差別解消法」の改正（2021年（令和3年））により障がいのある人への配慮は高まってきたものの、

- ・障がいのある人やその家族に対する偏見や誤解等
- ・就労機会の不平等
- ・道路の段差などの生活環境の整備不足

などが懸念されます。



課題

障がいのある人の人権を守るために、

- ・障がいの有無に関わらず、全ての人に等しい人権があることを、社会全体で認め合うこと
- ・その上で、お互いの交流の場を通して市民一人一人の理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消していくこと

などが必要であり、障がいを理由としたいじめは、絶対に無くさなければなりません。

今後の取組

- ・相談支援体制の整備
- ・就労支援の強化
- ・インクルーシブ教育*の推進

などを推進していきます。

*インクルーシブ教育：障がいのある人も共に学ぶ仕組み

(5) 部落差別（同和問題）に関する人権

現状

十日町市の市民意識調査では、

- ・地域社会で不利な扱いを受ける
- ・就職の際や職場において不利な扱いを受ける
- ・差別的な行動や発言を受ける

などを問題視する市民が多く、部落差別（同和問題）に対する理解が進んでいない現状が懸念されます。



課題

部落差別（同和問題）に関する人権を守るために、

- ・根本的な根絶に至っていない部落差別（同和問題）の再認識を図ること
- ・部落差別（同和問題）を正しく啓発活動ができる人材の育成

などが必要です。

今後の取組

- ・人権相談や生活相談の充実
- ・インターネットのモニタリングや削除要請
- ・市民向け講演会等の実施

などを推進していきます。

(6) 外国から来た人の人権

現状

十日町市においても、新型コロナの影響が落ち着き始めた令和4年度以降、外国から来た住民は増えており、

- ・外国から来た人等と接する機会が増えているが相互理解ができていない
- ・言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい

などが懸念されます。



課題

外国から来た人の人権を守るために、

- ・人種や民族、言語、宗教、生活習慣等への理解不足の解消
- ・外国から来た人たちが、日常生活で困ることがないように、安心して生活できる環境の整備

などが必要です。

今後の取組

- ・外国の文化や生活習慣などへの理解を深める教育
- ・働ける場所や能力を発揮できる機会を設ける
- ・交流による相互理解の促進
- ・互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けた啓発活動

などを推進していきます。

(7) 感染症患者やハンセン病元患者等の人権

現状

十日町市の市民意識調査では、

- ・ 感染症患者について正しい理解がされていない
- ・ 差別的な発言や行動をされる
- ・ 本人や家族などのプライバシーが侵害される

などが懸念されます。



課題

感染症患者やハンセン病元患者等の人権を守るために、

- ・ 「コロナ禍」を教訓として、誰もが感染症に罹患する可能性があることを認識し、感染症患者等の痛みがわかる社会の実現を目指すこと

などが必要です。

今後の取組

- ・ 感染症の正確な情報の提供、教育・啓発活動の推進
- ・ 感染症患者等のプライバシー保護
- ・ 相談窓口の周知

などを推進していきます。

(8) 犯罪被害者やその家族の人権

現状

十日町市の市民意識調査では、

- ・ 報道によるプライバシーの侵害
- ・ 犯罪被害による精神的な負担
- ・ うわさ話を流される

などが、犯罪被害者やその家族の人権について問題と認識されています。



課題

犯罪被害者やその家族の人権を守るために、

- ・ 犯罪被害は他人事ではなく、自分や家族が取材や報道の対象となることがあるという認識の浸透
- ・ 行政、司法、医療・福祉、教育等の関係機関やマスメディア等との連携により社会全体での支援の仕組み

などが必要です。

今後の取組

互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けた啓発推進として、

- ・ 犯罪被害者等への支援の周知
- ・ 関係機関等と連携しながら、専門機関の紹介や各種パンフレットの設置

などを推進していきます。

(9) インターネット上の人権

現状

十日町市の市民意識調査では、

- ・誹謗中傷など、人権を侵害する情報の掲載
- ・個人情報の流失や不正取引など
- ・プライベートな情報を公開される

などが、特に若い世代で問題視されています。



課題

インターネット上の人権を守るために、

- ・誰でも人権侵害の被害者にも加害者にもなり得ることの発信
- ・すべての人権侵害の手段になり得るという認識の浸透
- ・社会全体でのモラルの醸成

などが必要です。

今後の取組

- ・違法な情報発信者に対する監視、取り締まりの強化
- ・プロバイダーへの情報停止、削除を求める法の周知
- ・情報モラル教育の充実
- ・悪質な書き込み等の削除要請

などを推進していきます。

(10) 性的少数者等の人権

現状

「からだの性」と「こころの性」が一致しないなどの性的少数者に対し、

- ・差別的な言動
- ・学校や職場でのいじめや、いやがらせ
- ・性の自認や性的指向に悩んでいる人の相談先の情報周知が不十分

などが懸念されます。



課題

性的少数者等の人権を守るために、

- ・社会の認識が徐々に高まってきている中での“特別感”の払しょく
- ・偏見による不利益や差別の実態の共有と、性的指向等に関する正しい理解

などが必要です。

今後の取組

- ・教育・啓発推進活動を推進
- ・性別に関係なく利用できる施設（トイレなど）の推進
- ・相談体制の充実、相談窓口の周知
- ・新潟県の「パートナーシップ制度」への協力と行政サービスの提供

などを推進していきます。

(11) 身元調査に関する人権



現 状

- ・戸籍謄本や住民票の不正請求や悪質な取得
- ・行政などの信頼されているはずの者が、職務上の立場を利用した情報の不正取得などが懸念されます。

課 題

身元調査に関する人権を守るために、
・身元調査は、人権侵害に当たる可能性があることを市民一人一人が、正しく理解するための教育と啓発の推進などが必要です。

今 後 の 取 組

- ・人権教育・啓発活動の推進
- ・公正な採用選考の周知
- ・市職員の研修、指導
- ・本人通知制度の周知などを推進していきます。

(12) 様々な人権に関する現状等

現 状

① 北朝鮮による拉致問題

北朝鮮による拉致問題等については、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害ですが、いまだ解決への進展が見られません。
1日も早い解決が望まれます。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族については、周囲の偏見や差別意識があり、就職や入居等で社会に受け入れられにくい状況が見受けられます。
国では、偏見や差別の解消に向けた啓発活動の推進が図られています。

③ ホームレスの人

2002年（平成14年）8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人々への支援等を定めています。

④ アイヌの人々

アイヌの人々については、国は「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定し、懇談会を設置するなど人権教育・啓発に取り組んでいます。

⑤ 自死遺族

自死遺族については、自殺理由に関する周囲の奇異な目や誤解等によって、自殺で亡くなったことを周囲に話せず、地域社会から孤立してしまう事例もあります。

⑥ 震災等の災害に起因する人権問題

能登半島地震や東日本大震災など、震災時の避難所は共同生活となるため、互いに人権に配慮することが大切です。また、発生時に「デマ情報」も確認されており、偏見や差別を助長するような情報発信は人権侵害に当たります。東日本大震災では、原子力発電所の事故に伴い、被災地の海産物や農作物等が風評被害を受けたり、被災者が避難先で心ない対応を受けたりすることなども問題となりました。

⑦ 宗教の人権問題

日本国憲法では、国民の信教の自由が保障されていますが、一方で、特定の宗教団体の信者に対する人権問題も発生しています。
とりわけ、いわゆる「宗教2世」と言われる人に対する差別や誹謗中傷が、大きくクローズアップされています。

⑧ 人身取引（性的サービスや労働の強要等）の人権問題

人身取引は、女性や子どもなど弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、労働の強要などにより搾取する犯罪とされています。（「人身取引議定書」による）

様々な人権問題の解決を図るためには、正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を長期的及び継続的に進める必要があります。

本市は、様々な人権問題に関しても、すべての人々の人権を尊重する視点に立って偏見をなくし、差別意識を根絶するために、人権教育・啓発に取り組みます。



4 主な人権相談窓口

2025年（令和7年）3月31日現在

相談窓口	実施機関	所在地・電話番号	内 容
調停等の手続き案内	新潟家庭裁判所 十日町出張所	〒948-0093 十日町市稲荷町3丁目南3-1 ☎025-752-2086	家事、民事事件の調停等の手続き案内
法務局人権相談	新潟地方法務局 十日町支局	〒948-0083 十日町市本町1丁目上1-18 ☎025-752-2575	差別、いやがらせ、いじめなど人権に関する相談
総合労働相談	十日町 労働基準監督署	〒948-0073 十日町市稲荷町2丁目9-3 ☎025-752-2079	解雇・賃金不払いに関する相談
女性被害110番	新潟県警察本部	〒950-8553 新潟市中央区新光町4-1 ☎025-281-7890	性犯罪や性的いやがらせなどの相談
新潟県いじめ・ 不登校等相談電話 (24時間受付)	新潟県教育庁	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 ☎025-285-1212	いじめに関する児童生徒・保護者・教職員などからの電話相談
女性相談 専用電話	十日町市役所	〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3 ☎025-757-3701	女性に関する相談
地域包括支援 センター	北地域 包括支援センター	〒949-8603 十日町市下条3丁目485-1 ☎025-761-7406	高齢者に関する総合相談
	東地域 包括支援センター	〒948-0065 十日町市高田町3丁目南442 ☎025-757-3551	
	中地域 包括支援センター	〒948-0051 十日町市寿町2丁目1-1 ☎025-755-5115	
	南地域 包括支援センター	〒949-8526 十日町市新宮乙195-3 ☎025-758-2324	
	西地域 包括支援センター	〒942-1526 十日町市松代3983-1 ☎025-597-3805	
新潟県人権・ 同和センター	新潟県人権・ 同和センター	〒951-8133 新潟市中央区川岸町2-11-4 高校会館1F ☎025-211-4740	人権問題、同和問題に関する相談

発行：十日町市 市民福祉部 市民生活課

〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

TEL 025(757)3111【代表】 FAX 025(752)4635

※計画書は市のホームページでも公開しています。

<https://www.city.tokamachi.lg.jp/>

第3期十日町市人権教育・啓発推進計画

で検索！

